

会 議 録

会議の名称	令和8年度第1回西東京市選挙管理委員会
開催日時	令和8年4月2日（木）午前10時00分から午前10時40分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎3階 301会議室
出席者	(選挙管理委員会委員) 鈴木委員長、佐々木委員長職務代理者、渡邊委員、二木委員 (選挙管理委員会事務局) 田中事務局参与兼事務局長、岡野係長
議 題	議案第1号 西東京市在外選挙人名簿に登録等される者の決定について 議案第2号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について 議案第3号 令和9年1月20日任期満了に伴う西東京市議会議員選挙の選挙期日及びこれを告示する日を定めることについて
会議資料の名称	上記議題と同じ
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

会 議 内 容

開会

委員長より開会の挨拶

○事務局

会議の進行の説明

議案第1号 西東京市在外選挙人名簿に登録等される者の決定について及び、議案第2号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について

○ 事務局

「議案第1号 西東京市在外選挙人名簿に登録等される者の決定について」については、公職選挙法第30条の6（在外選挙人名簿の登録）第1項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿に登録等する。

委員長に対し、在外選挙人の登録申請をした者の内、昨日までの間に登録の資格を有することが確認された者で、男性2名と女性2名を新たに西東京市在外選挙人名簿に登録する。

次に、「議案第2号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について」については、公職選挙法第30条の11（在外選挙人名簿の登録の抹消）の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消する。対象者は男性1名で、登録抹消の要件に該当するに至ったことにより抹消とする。

今回の登録及び抹消により、西東京市在外選挙人名簿に記載されている人数は、男性100人、女性135人、合計235人となる。

○ 委員長
委員の皆様から意見等はあるか。

○ 委員長
特にないようなので、議案第1号及び議案第2号は、原案のとおり決定する。

議案第3号 令和9年1月20日任期満了に伴う西東京市議会議員選挙の選挙期日及び、これを告示する日を定めることについて

○ 事務局
「議案第3号 令和9年1月20日任期満了に伴う西東京市議会議員選挙の選挙期日及びこれを告示する日を定めることについて」については、令和9年1月20日に任期満了となる西東京市議会議員の選挙の投票日及び投票日を告示する日を決定する。投票日を令和8年12月27日の日曜日とし、その選挙期日について、同月20日の日曜日に告示する。

公職選挙法第33条（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）第1項に「地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙又は長の任期満了に因る選挙は、その任期が終る日の前30日以内に行う。」と規定されており、同条第5項に、少なくとも7日前に告示しなければならないと規定されている。この規定により、令和8年12月21日から令和9年1月19日までの間に選挙を執行する必要がある。

過去の市議会議員選挙期日決定の経緯などを考慮し、令和8年12月27日に選挙を執行することとし、同月20日に告示することとする。

なお、この選挙期日の設定については、公職選挙法第120条（選挙を同時に行うかどうかの決定手続）第1項の規定に基づき、「任期満了届」により東京都選挙管理委員会に届出を行い、東京都選挙管理委員会から西東京市議会議員選挙の執行について、単独で執行するようことの通知を受けている。

○ 委員長
委員の皆様から意見等はあるか。

○ 委員長
特にないようなので、議案第3号は、原案のとおり決定する。

その他

○ 事務局
次回の委員会の開催は、令和8年5月11日とする。

○ 委員長
これで、令和8年度第1回西東京市選挙管理委員会を閉会する。

《閉会》